

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

65歳以上を対象とした介護予防教室(業務委託:①)、高齢者の生活力を高め介護予防を重視した通所型の多様なサービス(業務委託:②及び③)を実施する。

ア 業務委託名

- ① 一般介護予防事業業務(げんきアップ教室)
- ② 通所型サービス・活動A業務
- ③ 通所型サービス・活動C業務

イ 業務内容

- ① 「うるま市一般介護予防事業(げんきアップ教室)業務委託仕様書(案)」のとおり
- ② 「通所型サービス・活動A業務委託仕様書(案)」のとおり
- ③ 「通所型サービス・活動C業務委託仕様書(案)」のとおり

ウ 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(※①～③共通)

エ 契約上限金額

- ① 事業実施1回につき 37,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- ② 事業実施1回につき 51,000円(消費税非課税)
- ③ 事業実施1回につき 61,000円(消費税非課税)

※②及び③に関する消費税非課税根拠は、下記のとおりである。

消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第231号)

※この金額は企画提案のための上限であり、契約金額ではない。

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書(案)	
3	業務説明資料	
4	業務仕様書(案)	
5	評価基準	
6	プロポーザル方式実施説明書	
7	様式1	参加意向申出書
8	様式2	参加資格確認決定通知書
9	様式3	質問書

10	様式4	質問回答書
11	様式5	応募申込書
12	様式6	法人概要書等
13	様式7	企画提案書
14	様式8	参考見積書
15	様式9	暴力団排除に関する誓約書
16	様式10	結果通知書

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
公告(公募開始)	令和8年1月7日(水)
募集に係る質問書の受付	令和8年1月8日(木)から1月16日(金)午後5時まで
質問書への回答の公表(市HP)	令和8年1月19日(月)
参加意向申出書の受付期間	令和8年1月8日(木)から1月23日(金)午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付	令和8年1月26日(月)
企画提案書の受付期間	令和8年1月27日(火)から2月9日(月)午後5時まで
1次審査結果通知	令和8年2月10日(火)予定
2次審査(プレゼンテーション)	令和8年2月18日(水)※予定
受託候補者の決定及び通知	令和8年2月20日(金)※予定
契約締結	令和8年3月上旬頃※予定
事業開始	令和8年4月1日

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市福祉部 介護長寿課 担当:饒辺名・與那嶺・島乃

電話 098-973-5112 FAX098-982-6041

メールアドレス kaigo-shien@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

介護予防・日常生活支援総合事業を公平・中立な立場で効率的に運営することができる法人であって、以下の全ての要件を満たしていること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4第の規定を準用し、一般競争入札 参加資格を欠く者でないこと。

(2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4)法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (5)うるま市の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6)自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと
- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)
 - ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (7)「うるま市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の内容を把握し、本市が目指す「地域包括ケアシステム」を協働により取り組むことができること。
- (8)対象者の意欲を引き出し、介護予防や日常生活支援の効果を高められるよう支援ができること。
- (9)対象者の心身の状況に応じて、安全な対策及び緊急の対応策が取れること。
- (10)対象者の個人情報保護に十分な措置をとり、対象者の個人情報を本業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期間 令和8年1月8日(木)～令和8年1月23日(金)午後5時まで (※必着)

イ 提出先 うるま市福祉部介護長寿課 地域支援係

ウ 提出方法 持参又は郵送

(持参の場合は午前8時30分から午後5時まで、土日及び祝日を除く)

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする)

エ 提出書類

(ア) 参加意向申出書(様式1)

※ ①から③の各事業ごとに作成すること。

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

※ 複数の事業に参加表明する場合は、1部は原本とし、その他は(写し)の添付が可能。

1. 国税(法人税等)の納税証明書(証明書の日付は提出日の3ヶ月以内)

2. 都道府県民税の納税証明書(証明書の日付は提出日の3ヶ月以内)

3. 市税の納税証明書又は完納証明書（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）

4. 暴力団排除に関する誓約書(様式9)

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付方法 参加意向申出者全てに対して電子メールで通知

イ 日 時 令和8年1月26日(月)

ウ その他 電話連絡等はしない。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年1月28日(水)午後5時まで(※必着)

イ 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

(持参の場合は午前8時30分から午後5時まで、土日及び祝日を除く)

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

ウ 提出先 うるま市福祉部介護長寿課 地域支援係

エ 提出書類 任意による

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質問のある場合は、次により質問書(様式3)の提出をすること。質問に対する回答は、市ホームページで公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和8年1月16日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先 うるま市福祉部介護長寿課 地域支援係

ウ 提出方法 電子メール(着信確認を行うこと) kaigo-shien@city.uruma.lg.jp

エ 回答及び方法 令和8年1月19日(月) 市HPへにて回答を公表する。

(5)書類提出について

提出期限日に、予測がつかない急な災害等の発生により、提出先である市が閉庁した場合は、翌日の午後12時までに必要な書類を提出すること。なお、翌日が土日となる場合は、週明け月曜日の午後12時までに提出とする。(第2章企画提案書の提出も同様とする。)

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は受託候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章1(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料(以下「企画提案書等」という。)の作成要領

企画提案書等は、応募申込する①から③の事業ごとに指定された様式で作成すること。サイズはA4版を標準とする。

(1) 提出書類

- ア 応募申込書(様式5)
 - イ 法人概要書等(様式6)
 - ウ 企画提案書(様式7)
 - エ 参考見積書(様式8)
- (2) 提出部数 8部 (正本1部、副本7部)
- (3) 提出先 うるま市福祉部 介護長寿課 地域支援係
- (4) 提出期限 令和8年2月9日(月) 午後5時まで
- (5) 提出方法 持参 (午前8時30分から午後5時まで、土日及び祝日を除く)

2 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

3 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の選定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選任した委員で構成された選定委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査(書類審査)

- (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書類審査を実施する。

- (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の2者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
 - (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年2月10日(火)(予定)までに、書面にて通知する。
- イ 第2次審査(プレゼンテーション)
- (ア) 実施日 令和8年2月18日(水)(予定) 詳細については対象者に別途連絡する。
 - (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。
 - (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
 - (エ) プrezentationへの出席者は2人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、プレゼンテーション時間は1者あたり20分程度(説明15分、質疑5分程度)を予定している。
- ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を選定しない場合がある。
- (4) 選定・非選定の通知
提出者のうち、受託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年2月20日(金)(予定)までに通知する。

3 選定の取消

受託候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の(ア)、(イ)に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- (ア) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (イ) 第1章4(1)エ及び第2章1(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立てには一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。